

令和8年4月1日から自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入

自転車等に対する交通反則通告制度

(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に (法第125条及び別表第2関係)

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

取り締まりの対象年齢は **16歳**以上!

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。
※対象となる違反はこの紙面の右端をご覧ください。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

交通反則通告制度 (反則金制度)



違反行為のうち信号無視や一時不停止など比較的軽いものを「反則行為」といい、それら反則行為をした場合は一定期間内に「反則金(罰金ではない)」を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を経ずに事件が処理されます。

飲酒運転など悪質・危険性の高い違反行為は「反則行為」にはあたらず、この制度は適用されません。したがって刑事裁判等の対象になります。

